○　公文書の公開状況

　練馬区情報公開条例における平成２８年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

１　公文書の公開請求状況

　公文書の公開請求件数は７６５件、請求者は１８５人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約４２．５％を占めている。

表１　公開請求の内容別件数

|  |  |
| --- | --- |
| 公文書の内容 | 件数（件） |
| 都市整備・建築・土木 | ３２５ |
| 区政一般 | １６９ |
| 入札・契約など | ６６ |
| 児童福祉 | ６２ |
| 教育 | ５４ |
| 保健・衛生・医療 | ３４ |
| 社会福祉 | ３２ |
| 環境・清掃 | ２１ |
| 議会 | ２ |
| 合　計 | ７６５ |

表２　公開請求者の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 請求者数（人） | 件数（件） |
| 区内個人 | ４０ | ２３５ |
| 区外個人 | ３７ | ２２０ |
| 区内法人等 | ４６ | ８１ |
| 区外法人等 | ６２ | ２２９ |
| 合　計 | １８５ | ７６５ |

表３　公開請求の目的別件数

|  |  |
| --- | --- |
| 請求目的 | 件数（件） |
| 営業活動 | ５０４ |
| 区政の監視、区民参加 | １５４ |
| 学問的な調査・研究 | ８７ |
| 請求目的の記載なし | １４ |
| 私的利害の調整 | ６ |
| 合　計 | ７６５ |

２　公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

　請求件数（「不存在」と「取下げ」を除く。）に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は約９９．４％だった。また、公文書公開に関する審査請求が２件あった。

表４　公開請求処理状況

|  |  |
| --- | --- |
| 処理状況 | 件数（件） |
| 全部公開 | ３０７ |
| 部分公開 | ３９１ |
| 非公開 | ４ |
| 不存在 | １７ |
| 存否応答拒否 | ０ |
| 取り下げ | ４６ |
| 合　計 | ７６５ |

表５　公開請求に対する非公開の理由別件数

|  |  |
| --- | --- |
| 非公開とした理由 | 件数（件） |
| 個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの | １９８ |
| 法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害すると認められるもの | １７４ |
| 公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの | １８ |
| 審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの | ２ |
| 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの | １１３ |
| 法令等の規定によって公開できないと認められるもの | ０ |
| 他の制度との調整 | ０ |

　※　同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表６　公開諾否の決定に要した期間

|  |  |
| --- | --- |
| 公開諾否の決定期間 | 件数（件） |
| 1週間までに決定したもの | ３２ |
| ２週間までに決定したもの | ２２８ |
| １５日かかったもの | ２３９ |
| 決定期間を延長したもの | ２２０ |
| 取り下げられたもの | ４６ |
| 合　計 | ７６５ |

表７　請求方法

|  |  |
| --- | --- |
| 請求方法 | 請求者数（人） |
| 窓口 | １０３ |
| インターネット | ５９ |
| ファクシミリ | ２０ |
| 郵送 | ３ |
| 合　計 | １８５ |

○　個人情報保護制度の運用状況

　練馬区個人情報保護条例における平成２８年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

１　自己情報の開示等請求の処理状況

　自己情報の開示等請求件数は２１３件で、請求者は７０人だった。また、自己情報の開示等に関する審査請求は１件だった。

　表１　自己情報の開示等請求状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 請求者数（人） | 件数（件） |
| 区民 | ５２ | １０７ |
| 区民以外の者 | １８ | １０６ |
| 合　計 | ７０ | ２１３ |

表２　開示等請求処理状況

|  |  |
| --- | --- |
| 開示等請求処理状況 | 件数（件） |
| 開示請求 | 全部開示 | １１５ |
| 部分開示 | ８８ |
| 全部非開示 | ２ |
| 不存在 | ８ |
| 存否応答拒否 | ０ |
| 取り下げ | ０ |
| 訂正請求　 | ０ |
| 目的外利用中止請求　 | ０ |
| 外部提供中止請求　 | ０ |
| 合　計 | ２１３ |

表３　諾否の決定に要した期間

|  |  |
| --- | --- |
| 諾否の決定期間 | 件数（件） |
| 1週間までに決定したもの | ３１ |
| ２週間までに決定したもの | １１３ |
| １５日かかったもの | １３ |
| ２０日かかったもの | ０ |
| 決定期間を延長したもの | ５６ |
| 取り下げられたもの | ０ |
| 合　計 | ２１３ |

２　業務の登録の状況

　個人情報を収集する目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。平成２９年３月末現在の登録数は５０１件である。

３　個人情報ファイルの登録の状況

　実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。平成２９年３月末現在の登録数は２７７件である。

４　業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あら

かじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。平成２９年３月末現在の外部委託の業務数は５８８件である。

５　目的外利用および外部提供の状況

　個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会が必要であると認めた場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり（目的外利用）、区の外部に提供したり（外部提供）することができる。平成２８年度の目的外利用の延べ人数は２，５４６人、外部提供の延べ人数は２８１，３２１人である。

６　区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

　実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。平成２９年３月末現在の結合件数は６４件である。

７　特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表４　全項目評価（１事務）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第三者点検事務名 | 所管課名 | 点検実施日 |
| 国民健康保険に関する事務 | 国保年金課 | 平成29年３月27日 |

８　個人情報にかかる不適切な事務処理

平成２８年度に発生した個人情報にかかる不適切な事務処理は、つぎのとおりである。

表５　個人情報にかかる不適切な事務処理

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種　別 | 内　容 | 原　因 | 所　管 |
| 1 | 誤送付（７） | 【28年6月】委託事業者がふれあい農園事業の当落通知を誤送付（3人） | 宛名と封入物の確認が不十分だったため。 | 都市農業課 |
| 2 | 【28年7月】国民健康保険被保険者資格証明書を誤送付（1人） | 委託事業者による宛名と封入物の確認が不十分だったため。 | 収納課 |
| 3 | 【28年7月】納税通知書を誤送付（3人） | 同上 | 税務課 |
| 4 | 【28年8月】後期高齢者医療制度限度額適用・標準負担額減額認定申請書を誤送付（2人） | 宛名と封入物の確認が不十分だったため。 | 国保年金課 |
| 5 | 【28年12月】地域生活支援事業者登録変更届出書の写しを誤送付（1人） | 同上 | 障害者サービス調整担当課 |
| 6 | 【29年2月】郵送証明発行業務において、委託事業者が返却書類を誤送付（1人） | 同上 | 戸籍住民課 |
| 7 | 【29年2月】生活保護費返納金督促状を誤送付（1人） | 同上 | 練馬総合福祉事務所 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種　別 | 内　容 | 原　因 | 所　管 |
| 8 | 紛　失（5） | 【28年5月】マイナンバー通知カード受取り受付書兼受領書を紛失（1人） | 誤って廃棄したと思われる。 | 戸籍住民課 |
| 9 | 【28年5月】生涯学習団体届出書を紛失（13団体） | 同上 | スポーツ振興課 |
| 10 | 【28年6月】戸籍に関する証明書の請求書を紛失（4人） | 不要となった帳票と一緒に、誤って廃棄したと思われる。 | 戸籍住民課 |
| 11 | 【28年7月】部活の競技会において、個人情報が入ったバッグを盗難されたことにより紛失（28人） | 競技場の荷物置き場にバッグを置き、その場を離れたため。 | 教育指導課 |
| 12 | 【28年12月】区民事務所において、国民健康保険異動届を紛失（1人） | 誤って廃棄したと思われる。 | 戸籍住民課 |
| 13 | 誤交付（3） | 【28年9月】区民事務所において、別人の印鑑登録関係書類に署名・捺印（1人） | 処理番号を他人の処理番号と勘違いしたため。また、住所・氏名の確認を怠ったため。 | 戸籍住民課 |
| 14 | 【28年10月】区役所休日夜間窓口において、委託事業者が住民票を別人に交付（1人） | 婚姻届とともに預かった書類（封筒に入った住民票）を所定の場所に保管せず、誤って配布用封筒ケースに入れたため。また、封筒を使用する際、中身の確認を怠ったため。 | 総務課 |
| 15 | 【29年3月】区民事務所において、印鑑登録証明書を交付の際、別人のものを含めて交付（1人） | 出力時および交付時に枚数の確認を怠ったため。 | 戸籍住民課 |
| 16 | 誤送信（2） | 【28年5月】指定管理者が運営する福祉作業所において防災訓練中、メール登録者のメールアドレスを誤送信（20人） | 登録者にメールを一斉送信した際、ＢＣＣではなくＴＯで送信したため。 | 障害者施策推進課 |
| 17 | 【28年7月】委託事業者が手話通訳者決定連絡表をＦＡＸで誤送信（1人） | ２名で確認したが確認方法が十分ではなく、ＦＡＸ番号を誤入力したため。 | 石神井総合福祉事務所 |